

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました平成28年第3回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
2番 川幡 宗宏議員、3番 原田 弘克議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木恵子議員、報告願います。10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 議長の許可をいただきましたので、平成28年第3回議会定例会の運営について、去る9月1日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は議会提案として、各委員会所管事務調査1件、町からは平成27年度決算認定2件、平成28年度会計補正予算4件、条例関係3件、人事案件1件、一般議案9件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月8日から9月15日までの8日間とすることで、意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり本定例会の会期は、9月8日から9月15日までの8日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は9月8日から9月15日までの8日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成28年5月分6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
・3番目 平成27年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点

検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育と収穫の状況について御報告します。6月は雨が多く日照時間が不足したものの、7月の気温の上昇により生育の遅れを取り戻しましたが、8月中旬に連続して発生した3つの台風による大雨の影響で、一部の圃場で滞水やとうもろこしの倒伏が見られたほか、湿害の影響により収穫期のキャベツやブロッコリーなどの減収が心配されています。基幹作物である水稲については、町内でもこれから本格的に稲刈り作業が始まっていきますが、空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稲は平年に比べ1日程度遅いものの、いもち病の発生は見られなく、不稔粒の発生も平年並みで、登熟は順調に推移しています。また、8月30日付けで農林水産省北海道農政事務所が公表しました米の作柄につきましても、南空知は平年並みと見込まれています。小麦は、青未熟粒や穂発芽の発生が若干見られるものの、既に収穫調整作業を終えており、収量、品質とも平年並みです。豆類、てん菜は現在のところ圃場差は大きいものの、おおむね順調な生育状況となっています。キャベツ、ブロッコリーなどの野菜の状況は、収量、品質ともにおおむね平年並みでしたが、台風の影響から出荷が減り、余剰感もないため、今後大きな価格の変動が予想されています。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し無事に出来秋を迎えられますよう関係機関・団体と連携しながら、異常気象などへの対応も含め適切に努めてまいります。

次に、臨時福祉給付金等支給事業について御報告申し上げます。この度の年金生活者等給付金につきましても、低所得高齢者向けの臨時給付金として、一人3万円を支給するものです。交付申請にあたり、個別通知及び町広報やホームページ、さらには未申請者に対する電話勧奨などを行い、周知徹底を図ってきたところです。4月15日より申請受付を開始し7月15日をもって終了したところ、申請率が98.5%で867人に対し、給付額2,601万円となり、8月10日に最終支払いを行い事業が終了しました。以上です。

議 長

以上で町長一般行政報告につきましても報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

今回の一般質問に当たりまして私の思うところは、まず子供たちに今必要なものはなんなのか。2つ目に、大人として子供たちに何をしあげられるものなのか。この2点に絞りまして教育長と議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

現行の学習指導要領には、学校の教育活動を進めるに当たっては、

各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないという記述がございます。前段につきましては、義務教育の目標として学校教育法第30条第2項に明記されておりますけれども、後段の言語活動は学習活動や論理的思考、コミュニケーション、感性情緒の基盤として各教科での充実を求めている、改訂のポイントとなっております。生きる力とは社会の激しい変化とグローバル化の時代を乗り切り、成長していくために必要な個性を磨くことを意味しています。学習指導要領で言語活動が重視されたことにより、全国の各学校ではこの生きる力をはぐくむために、さまざまな取り組みをしています。私が特に着目したのはN I Eの実践活動であります。今回、この2015年版の全道の小中高校で取り組んだ報告書を提出しておりますが、N I EとはNewspaper in Education。教育に新聞を、という意味であり、新聞記事に対する感想・意見の記述、表明、読み比べなどの活動は学習指導要領が重視する論述・レポート等の言語活動そのものであり、思考力、判断力、表現力の育成につながります。さらに、18歳選挙権の実施に伴う政治への関心を深めるためにも、この報告書を参考にいただき、実践活動の取り組みを本町の学校教育にも取り入れる必要があると思いますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

議 長
教 育 長

教育長。

子供たちの生きる力に新聞の活用をの御質問にお答えをいたします。新聞を学校の教材として活用することは、古くから社会科や国語科を中心に行われ、新聞を読む、新聞について学ぶ、新聞づくりを通して学ぶこととして実践されております。本町におきましても、小学校では国語科において、興味・関心を持った記事をスクラップし、意見や感想をつけ加えて交流する学習や新聞の構成、見出し、書き方を参考にし、調べ学習の成果を壁新聞にまとめる学習に取り組んだり、中学校では社会科において18歳選挙権や政治、歴史的発見などといった記事を題材にその内容を読み、自分の思いや考えを表現する授業を行ったり、生徒自らが取材し原稿をまとめ、編集するという学校祭の壁新聞づくりに取り組むなど、新聞の活用を通して情報を整理し選択する力、文章をまとめる力、考える力などの育成に繋がっているものと考えております。このように、学校教育への新聞の活用は児童生徒にとって思考力、判断力、表現力、読解力をはぐくむための有効な手段であることから、今後におきましても教育課程の中で、さらに工夫をこらした実践活動などN I Eの取り組みについて、各学校と協議してまいりたいと考えております。

議 長

3番 原田 弘克委員。

原田議員
(再質問)

学校側と協議していただけるということで、ありがとうございました。ここでN I Eっていうものはどういった中身なのか、若干ちょっと触れさせていただきたいと思います。N I Eは世界、アメリカを始め80カ国でこれはもう導入されているものでございまして、日本もことしで21年目という中身でございまして、日本新聞協会、これが中心となり各都道府県に推進協議会を設置して、実践活動を進めているものでございます。この中で本年度の実践認定が全国で542校、北海道がそのうち32校でございます。ほかに、北海道の推進協議会で7校の選出、計39校が本年度この実践小中学校に認定されております。それで近隣を見ますと、隣の栗沢小学校、これが昨年から実践をしております。そしてことしから新たに栗山小学校、これが認定になったところでございます。栗沢小学校にお邪魔いたしまして、先月校長先生と担当の教諭の方のお話を聞いたところでございます。きょう、先に示しておりますこの栗沢小の新聞コーナーと、ユニークな取り組みで、栗沢小は学校回し読み新聞というものをつくって生徒たちにいろいろな情報提供して、みずから関心を持つ、なぜ、どうして、そういったそういう指導をしているということでございます。栗山小学校は教頭先生にちょっとお話を聞いたらですね、やはり担当の国語の先生が熱心に、どうかということで検討なさったそうです。やはりこのN I E、確かに購読の新聞は6種類と結構多いんですけど、その中でその記事を整理する役割ですとか大変こう、先生方の協力・連携が必要になってくるというふうに思っております。このN I Eの評価につきましてはいろいろありますけれども、N I Eのホームページで見ますと児童・生徒がどういう感想を持ってるかっていうと、小学生では僕はいつもテレビしか見てないんだけど、テレビで放送している以外にも新聞は詳しく載っているんだと思いましたと。新聞を読む機会がふえた。記者が記事で伝えたいことは何だろうかと思って読むようになった。新聞の難しい言葉も読んで理解しようとするから言葉がわかっておもしろい。小学生でもそういう意見を持ってございます。それで、それに伴いまして実践効果、要するに児童・生徒がどういった変化をしたか。一番ここで、これもN I Eのホームページでございしますが、新聞を進んで読むようになった。読む・書くことがふえた。生き生きと学習する。自分で調べる態度が身につく。記事について友人と家族と話す。新聞についての質問がふえた。子供の変化にも十分効果があるというふうに思っております。それで一つ、これも8月の民放のテレビでやったアンケートの部分でございしますが、東大の合格者のアンケートで、40%が小学校時代から新聞を読んでいたと。別に東大にっていう意味合いではございませんけれども、やはり何らかの形で学習意欲にも、この新聞というのは大きな役割を果たすんじゃないかと私は思っております。今、簡単にN I Eの効果ですとかお話をさせていただきましたけれども、学校とこれから協議をするということで、再質問という形で教育長にお伺いしたいのは、今述べたN I Eのこの実践活動の評価、指導要領に位置づけされている生きる力との関係からN I Eの評価を教育長はどうお考えか、1点お伺いし

議長
教育長
(再答弁)

たいと思います。

教育長。

それでは再質問にお答えをいたします。NIEの評価ということでございますが、まさに原田議員が言われているとおり、新聞を読むということで子供たちが培う、まさに言語というものは大変大事なことだというふうに、認識的には同じように思っております。それと先ほどいろいろありましたけど、新聞を通して親子の絆が深まるというNIEの一つの目的もあります。ということは、最近各家庭で新聞を購読する家庭が若干減っているような、私はそんな印象を受けます。新聞を子供たちが見て、親御さんがその答えを新聞読んでないために答えられないという、そういう家庭も若干ふえてきているような感じを受けます。ちなみに全国学力学習状況テストの中で、児童質問肢、生徒質問肢に新聞の部分の質問がございます。小学生、新聞をほぼ毎日読んでいるという方が9.8%、中学校に行きますと1.9%、ほとんど読まないっていうのは小学校で57.4%で、中学校で55.8%ということです。ただ、現在は紙ベースのものを読むというのと、また電子ベースの部分もありますので、一概にどうとは言えませんが、非常に新聞を読んで自分がどう思うかという、そういうものは人に伝える、あるいはマスコミ報道と新聞を照らし合わせて考えると、非常に自分の思い、さらにはコミュニケーション能力を深めるためにも大変重要なことだと思います。ただ現状として小中学校それぞれ先ほど言われたとおり、教師の方も一生懸命、子供たちの生きる力をはぐくむための教育に没頭されております。そんな中でどういう形で新聞を活用するか、さらに既存の授業の中で改善法を加えて、指定校を受けないまでも、そういう取り組みの中で子供たちに新聞に対する思いを伝えるということは可能だというふうに考えておりますので、その辺は今後学校と十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長
原田議員
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

評価、大変教育長の思いはわかりました。確かに指定校ではなくてもっていう意味合いがあると思いますが、やはりこれはやっぱり実際の小学校の先生方に聞くとやはり大変な業務らしいです。先生方にとっても。ですからその中で先ほど言いました教師の理解・連携、これが一番重要になってくるのかなと。そういう面で協議する中で大変な部分だと思いますけれども、次期学習指導要領がたたき台ですね、先月、中教審から出て教育長も御存じだと思いますけれども、その中で新たに全教科にアクティブ・ラーニングというのが義務づけられるということでございました。アクティブ・ラーニングとは、教員が一方的に教えるのではなく、児童生徒が討論や体験などを通じて、主体的・能動的に授業に参加するというものでございます。まさに、言語活動のこれは底上げというふうに私は考えてございます。その中で、今度の次期学習指導要領がそういう方向に変わるということで、これはまた教育委員会のほうでいろいろと学校サイドと考えると思いますけれども、そういうふうに子供たちが社会に参画する中身でかなりの割合

が、要するに急がれていると、国も急いでいると。なぜかという、やはり18歳の選挙権。先般の参議院選挙、これにおいて新聞・テレビでも投票率の悪さ・関心のなさが出ておりました。これはおとつ、北海道選挙管理委員会が公表した投票率の関係でございますが、43%と、18歳・19歳。やはりこれの底上げ、当然選挙権年齢を引き上げるといことはそれだけ主権者教育も国が力を入れるという形だと思います。これでいろいろと子供たちにいろんな情報の機会が与えられる。それを今度、子供たちが理解をしてこなす、そういった教育の形が今度出てくるのではないかと思います。それにはまた時間もかかるといしますので、それはまた教育委員会のほうで十分協議をしていただきたいなと思います。

再々質問でございますけども、協議をするということで、実際これの実践校の指定は毎年2月から5月にやっております。その中で、できれば積極的に教育長に校長先生・教頭先生、いろいろとお話をさせていただいて、もし必要であれば私も御力添えをさせていただければというふうに思いますけれども、来年度に向けて可能なのかどうかということを含めてですね。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

それでは再々質問にお答えをさせていただきます。先ほど原田議員が言われたとおり、子供たちが主体的にどう学んでいくかということです。現実に北海道教育委員会空知教育局のほうからいろんな形で学校のほうに指導訪問がございます。この中でも、授業を見ていただいて、その中で先生方の教え方についても一方的にしゃべるといことではなくて、子供たちを取り込んだグループ協議だとかそういうものも含めた取り組みをするようにいこと、指導をいただきながらそれぞれ見直しを図って現状として今進めているところでございます。いずれにしても基礎・基本というものは大変大事です。ですから、小学校・中学校との連携が今まで以上に必要になってきます。そんなことも含めて国語力、すべての教科に文章読んで理解をするという国語力というものが大変望まれている部分だと思います。そんなことも含めてNIEの実践校の取り組みということでございますが、学校には年間決められたそれぞれの経営計画といいますか、そういうものがございます。ですから、現状として今のNIEの指定校にならなくても、できる範囲をまず洗い直すことが大事だなというふうに考えておりますので、明年度ということにはちょっと早いかなという感じがいたします。いずれにしてもそういう面で、もう一度新聞の活用について学校とも十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

原田議員

ぜひ、特色ある学校教育の中で南幌ならではの教育ということで御協議をしていただきたいと思います。

それでは2点目に入らせていただきます。

記憶に残るふるさと南幌の取り組みをと題して質問いたします。私が子供のころの記憶といえば、学校授業以外では夏は七夕の行燈行列、キャンプ・海水浴、盆踊り、秋は祭りのみこし担ぎ、稚児行列、冬は

学校の校庭に氷を張りスケートを楽しんだものでございます。各行政区には今は子ども会ですが、実践会という地域住民の組織があり、子供たちの育成のためにいろいろな活動をしていました。今はどうでしょうか。少子化と高齢化、雇用の不安定と生活の多様化により大人も共働きの家庭がふえ、地域でのこのような活動も少なくなり、少年団活動と電子化によるゲームの普及も相まって、地域での子ども会の事業も少なくなりました。子供のころのふるさとでの体験は大人になっても記憶として残り、都会や地方に住んでいてもふるさとを思う心は永遠であり、夏にはこれがあったな、秋にはあれがあったなと思い出として残り、自分の子供にも体験させてあげたいと将来ふるさとに戻ることにもつながると思います。私は、行政が、地域が、大人が一体となって子供たちにたくさんの夢を与え、ふるさと南幌の記憶の醸成をはぐくむことが必要だと思います。

そこで、一つの取り組みとして南幌子どもまつりの開催を提案したいと思います。本町の子供たちに多くの体験をしていただき、みんなでその成長をお祝いする機会を持つことで、前段で申し上げました効果と、南幌では子供たちのためにこれを行っているよ、と子育てのまち南幌のイメージづくりにもなると思います。子供たちへのたくさんの思い出をつくってあげることが大人の使命であると思いますが、教育長の考えを伺います。

議長
教育長

教育長。

記憶に残るふるさと南幌の取り組みをの質問にお答えをいたします。幼少期に体験したさまざまな地域の行事は、生まれ育った町への思い出やふるさとを思う時の記憶として残る大切なものであり、できることであれば地域の中で継続していただくことを願っております。御指摘のとおり各行政区にあります子ども会・育成会、かつての実践会の活動につきましては、少子化の影響などにより年々会員数が減少し、地域によっては活動を休止せざるを得ない状況や、子供達の少年団活動・部活動と重複するなどの理由により、季節ごとの行事が以前のように地域の中でなかなか思うようにできないという実態があります。しかしながら、異学年での活動や地域の大人との交流は、子供たちの成長に大きな影響を与え、社会性をはぐくむためにも重要なものであると考えております。このことから、本町では子ども会育成連絡協議会において、地域単独では実施することが難しくなっているキャンプ、自然体験などを地域の皆さんと一体となって実施していただいております。特にたくみ祭りは、子供を中心としたお祭りとして、育成会の保護者や青年団、婦人会、さわやかカレッジ、建築士会の協力を得て17年の長きにわたり実施され、町民の中にも定着していることから、子供たちの記憶に残る行事として、さらに充実が図られるよう引き続き支援をしまいたいというふうに考えてございます。

議長
原田委員
(再質問)

3番 原田 弘克委員。

それでは再質問をさせていただきます。確かに現行の生涯学習の中で子供たちに対する、たくみ祭りを筆頭としていろんな行事をなさっていること、これは僕は評価いたします。私が考えるのはやはり事

業を消化する目的でっていう部分、なんかこう参加して見てみて、あったかみというか、みんなで盛り上げているようなそういう雰囲気というのが私は若干ないような気がします。それで、やっぱり子供たちの記憶に残るといふ部分でいけば、やはりこう楽しかった思い出、そういった体験した思い出、ただ参加するのではなく、やっぱり自分たちも当然楽しい思い出をつくりたい。そして大人もやっぱり自分たちも楽しまなければ、僕はいいものにならないと思っています。その中でみんなで楽しんで子供たちの成長、これをお祝いするのと、それと子供たちが将来、南幌というふるさとをどう大人になったときに、逆にそういうのが僕は楽しみだというふうに思います。そうなるべくとやはり今確かにたくみ祭り、いろんな団体の方、参加していただいて協力していただいてやってるのは理解しています。その中で、私は全くたくみ祭りを否定する気はございません。これに先ほど言った子供たちの成長を願いお祝いする機会、ですから子供たちの1日っていう部分をイメージづけれないかという提案でございます。それには今現行のたくみ祭り、これに付加価値をつけて、そして思いやり、温かみのある、そして行政がきちんとそれを評価してあげると、そういったものが私は必要ではないかというふうに思います。そういう意味合いで単独で子供祭りという形で、いろいろな生涯学習の事業の中で、それは確かに難しいことかもしれません。その中でやっぱり子供たちに対する、子供たちの記憶に残る、そういったものを私は考えてはいかがかなという提案でございますので、その思いが教育長がどう考えるか、その辺ちょっと再質問でお聞きしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

それでは再質問のお答えになるかどうかわかりませんが、お話をさせていただきたいと思っております。先ほどの話のように子供会、この会員数につきましては一時1,000人を超えていた部分が今は250人を切っています。相当の数が減っているっていうのは事実でございます。その中でも、子ども会育成連絡協議会でそれぞれいろんな事業を継続して行っております。さらには、例えば子ども会育成連絡協議会でニセコのほうに自然体験学習っていうものに行っております。特に私この部分で大事なことは、ことしは特に参加者も多かったわけですが、そこにボランティアとして一緒についていってる子供が小中学生時代にニセコの体験学習を経験した方が高校生になって、小さい子供さんを面倒みようということで、参加してくれてるといふことは大変意義深いものだと思います。ですから自分たちが小さいときに経験して楽しかった、その時に大人の人に世話になったという、そういう大変大事な気持ちを忘れないで、自分も参加していただいている、大変感謝をしているところでございます。そういう意味から、なかなかいろんな面で人が集まらないとか、子供たちの気持ちになってるかっていうことでございますけど、たくみ祭りもその年その年で子ども会あるいは少年団がどういう形でかかわるかという部分で毎年協議をしております。ですから子供たちが手づくりの案内状をつくって、ほかの

加入してない子供たちにも配って、多くの人に参加を呼びかけてる、そういう自分たちの取り組みもあります。例えば南小であれば南小フェスティバルという毎年1回、子供たちが企画立案をして実施をするイベントもございます。さらには、それぞれ子供たちが集まるイベント、それは今まで地域ごとにあった部分がなくなって、数は減ってるかもわかりませんが、それぞれいろんなイベントがあります。そのときに多くの子供たちが参加して楽しんでる姿を目の当たりにしております。ですから、新たな子ども祭りということではなくて、既存にやっってるものを発展・充実させ、さらにはそこに町民の方が手を貸していただける、そんな、例えばたくみ祭りもそういうふうになっていただければ大変ありがたいなと思います。ただ私どもはあくまでも行政が主体となって行政が音頭をとってやるということではなくて、地域の方、そういう方が盛り上げていただいて御協力をいただく、そういう面に対しては御協力を一層強めていきたいなと、そんな思いであります。ですからもしいろんな思いがあるとするれば、教育委員会のほうにお話をいただければ十分話し合っ改善できる余地はあるというふうに考えてございます。

議 長
原田委員
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

ありがとうございます。私も全く同感でございます。行政主体という区切りはもう今の時代はなかなか難しさ、やっぱり本当にニーズに合ったものができるか。町長の執行方針もあります次世代につながる夢のあるふるさとづくり、こういったテーマを本当に地域の人や大人がどう考えていくか。それに行政がどういう仕掛けをしていくか、これの相乗効果で一つのもので成り立つのではないかと私は思っております。いろんな面で少なくなった子供たちに、少しでもこの南幌の思い、南幌のふるさとと、そういう意識づけ、これは受けるほうの部分でございますので、親が大人が押しつけるわけにはいきません。ただやっぱり感受性の強い子供の時代、やっぱりこういろいろな家庭環境やら学校の環境ですとかそれぞれ受け方が違うわけでございますので、そういった一つ、子供たちの成長をみんなで見守る、新たに今度学校運営協議会、2年後に発足するわけですけども。その中でも地域や皆さんで一体となって、大人たちで子供たちを見守って成長を願ってお祝いをしてあげる。そういったものに私はたくみ祭り、もしよければ私もちょっと参画をさせていただいて、いろんな形でこういったものが必要になるか、協力をさせていただきたいと思っておりますし、そういった南幌ならではの温かい、そういうお祭りを私は考えていきたいなと思っておりますけれども、再々質問ということになるかどうかわかりませんが、教育長にまた思いを語っていただく部分でですね、やはりこう南幌の子供たちに対するメッセージ、そういうふるさと南幌っていう思いですね、教育長としてお考えしている部分があれば、一言お伺いしたいと思っております。

議 長
教 育 長
(再々答弁)

教育長。

ふるさと南幌という思いを子供たちにどういうふうに持ってもらうかという、多分意味合いだと思います。現状私たちが小さい時の話を

して大変申しわけないんですが、私たちが小中学生のころより、現在の小中学生の子供さんのほうが多分忙しい生活を送っているというふうに思います。ですから、体は忙しくていいと思います。ただその中で心にゆとりが持てるような、そんな流れを親御さんたちがつくってあげることが大事だなと。ですから、先日ある講演会で聞いた時に、家庭、地域、学校っていう順番だそうです。僕らあんまり順番を気にしてなかったんですが、家庭っていうのは子供さんが生まれる、そして生まれたら地域にお披露目されますよと、そして年齢が来ると学校に入りますということで、これはどこが欠けてもだめなわけです。ですから、そんな中でやっぱり家庭というもののあったかさ、そういうものが子供たちが感じて、そして地域の皆さんの優しさ、そして学校に行って勉強の難しさ、あるいは先生の優しさ、そういうものに触れてそこが南幌町ですよと、そういう思いで子供たちが成長していただきたいなというふうに願っております。

議長

以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

志賀浦議員

次に4番 志賀浦 学議員。

町立病院の今後の運営についてということで町長に質問いたします。町立病院は、本年4月から内科医2名の新体制でスタートしました。まだ日も浅いことから成果を判断することはできませんが、評判がよいものと感じております。しかしながら、病院施設においては老朽化が散見され、先般はボイラーの故障があり、機器の購入が承知されたところです。また、今後においても施設の改修が必要になることと思っております。また、昨年度と今年度予算で一般会計から7,000万円の繰り出しがあり、今後も病院経営が好転しない限り、一般会計からの繰り出しが続くことも予想され、議会としても今後の病院会計に対し判断しにくい状況と考えます。

町長は4期目に向けて立起表明をしたところですが、喫緊の課題の病院経営の立て直しに具体的な案を出すべきと思いますが方針をお伺いします。

町長

町立病院の今後の運営についての御質問にお答えをします。町立病院は、4月より江別市立病院から常勤医師2名の支援を受けて運営していますが、大きな混乱もなく診療が継続されており、院長を始め江別市立病院の先生方に深く感謝を申し上げます。議員御指摘のとおり、病院施設も建設から30年が経過し老朽化しています。また、診療報酬の改定や入院患者数の減少等に伴い、経営が好転していない現状にあり、一般会計からの負担も増加しています。町立病院は厳しい経営状況ですが、町民の医療の確保と健康を支える役割を担っていくためにも、持続可能な病院として経営の安定化を図ることが必要と考えております。

経営立て直しに具体的な案を出すべきと思いますがとの御質問ですが、現在国が策定した新たな公立病院改革ガイドラインを踏まえ、行政経営会議において病院の方向性を踏まえた新改革プラン策定に向け、検討を進めています。医療需要が大きく変化することが見込まれていますが、本町の実情を踏まえつつ療養病床の問題や地域医療機関

議長
志賀浦議員
(再質問)

としての役割、一般会計負担の考え方など、病院の今後の方向性について検討を進め、議員の皆さんの御意見もいただきながら方針を明確にしてまいります。

4番 志賀浦 学委員。

再質問をさせていただきます。今の町長の答弁の中で、方針をっていうことですので、新改革プラン策定に向けてということで、また策定に向けてつくり出すのかなというふうに思っています。南幌町の医療を確保することは、町・議会そして町民皆同じものと認識しています。その中で南幌町立病院の経営実態を、町民はどのくらい理解してるのかなと、そこのところはちょっと気にかかるところです。私たちもできるだけ説明をするんですけども、病院の中身というのはなかなか皆さんに届かないのかなというふうに感じてます。その中で何点か伺います。

過去に町立病院経営計画、町立病院改革プラン、町立病院経営改善計画と何度も出されています。ここ10年近くの間ずっとやってるのかなというふうに思っています。その中で点検評価も公表されておりますが、なかなか病院経営には反映されてないのかなと思うところです。先般も四半期の報告の中で、ある程度のものが出されてきましたけれども、肝心のところはなかなか決定力がないというか、そういうふうに私は感じました。過去の改革プラン、また改善計画、これだけ出されてどこに問題があるのかと。町長の考えというか所見があれば伺いたい。

次に一般会計からの繰り出し分は2年分予算化されて、今回提出されてますが、これは先回質問した時にも私ちらっと聞いた覚えがあるんですけど明確な答えがあったのかなかったのか記憶にないですよ。議事録を開いてみたら黒ぬりだらけだったものですから。繰り出しというのは緊急的に今、改築部分に対してっていうような説明が前にあったと思うんですけどこれがいつまで続くのか、この辺をもし考え方があれば明確にお答えください。

その次、3つ目ですね。また、今回のボイラーは専決されましたけれども、まだ承認されてないと思いますけども、今後、建物の改修はどの辺まで予定して概算でどのぐらいかかるのか、細かい数字は要らないんですけども、その辺がわかっていたら教えてください。

4点目、診療科は総合内科ということで、小児科がなくなり外科がなくなり総合内科である程度は対応できるとは言いながら、夜間救急で搬送された場合、診療する幅が狭くなるのかなと。また救急車の出勤回数割には数割程度、本当に10分の1くらいなのかなという、前に確か資料で見えたんですけど。こんな中で夜間救急指定というところが本当に必要なのか。もっと違うネットワーク化でできないのかなというふうに私は思っています。まあ予算の関係、交付税の関係があってもなかなか見出せないものかなと思うんですけども、この辺がいつも気になるところです。救急車は鳴ってもだんだん音が遠くなって、町立病院には行かないのでは夜間救急指定病院としては意味がないんじゃないかと思えます。その辺町長の考え方があったらお伺

いたします。

最後に5点目です。議会としても町の行財政を考えるときに、町立病院の経営状態というのは無視することはできないわけで、繰り出しが7,000万で何年も続くと、それだけ持ちこたえられるのかなっていうのはすごく気になるところです。議会としても委員会等で対応していかなければならない問題だと思っておりますけれども、議会も議会独自に経営改善計画の点検評価をする姿勢はあるのかなっていうふうにまた考えてます。また、点検評価を例えば外部、前にも一度提案しましたけれども評価委員会みたいなものを立ち上げて、点検評価をする必要があるのではないかなと思うんですけれども、これも町長の考え方を伺います。以上5点です。お願いします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。病院の改革については3年ぐらいの頻度で改革プランをつくりながら、常に現状を見ながら、そして改革できるものについてはしていきながら、病院を安定した経営に持っていくという大きな目標がございますので、これまでも何度となく改革プランを策定しながら、今の病院に向かってきているわけですが、それはプランとして働いている方、皆さん含めて病院の医師を含めて感じていただいて、少しでもよくなる方向にということをやっているところであります。特に何もなしでやるということではなくて、やはり少しずつ改善をしていかなければ、ニーズにもなかなかのっていけない、そんなふうに考えておりますので、当然今後もある程度の期間にとっては改革あるいは計画等々、いろんな計画を練りながら、前へ向かっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っておるところであります。なかなか議員が御指摘いただいたように全部の項目がすべて全部いってるということでありません。しかし、少しずつ改善の兆しもあるわけでありまして、それらを見ながら病院内で少しでもみんながそういう方向に持っていく意識改革も含めて必要ではないかなというふうに思っております。

それから繰り出し分についていろいろお話をいただきましたけれども、繰り出し分はできるだけ負担を少なくというのが基本でありますけれども、やはり町民の命・健康を守る、これをどうしていくかということでもあります。投げていいっていうお話ではないと、議員もそう思っていると思います。それなりには応分の負担は、当然町もしていかなければならないというふうに思っております。この中で、いろいろ国のほうもいろんな改革が出てきております。出てきて地方が負担をする率、あるいは患者さんが負担する率がふえてきている。そんなことも含めながら、以前とは方向が違う部分が大分あります。全部が何もしないで繰り出しがふえて、そういうことではない。いろんな改革があつてきて、それに応えながら町立病院として運用をしていかなければ、そんなこともありましてやっていかなければならないということでもあります。

それから、御指摘のように古くなりました。ボイラーも壊れたりして、非常に厳しい状況にありますけれども、今どこまで改築をしたら

いいのかという実施設計中であります。まだ出てきておりません。それらが出てきたらまた皆さんとの御相談をさせていただきますけれども、どこまでやれるかと、今の現状の中でどこまでそれが全部やれるのかどうか、あるいはもっとやらなきゃならないのか、それらを含めて今検討しているところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、救急部門。救急車ばかりが行くのが救急部門ではございませんので、住民の方から時間外に電話が来て調子悪いのですぐ診ていただけませんかというのでも救急でございますので、24時間病院をやっているということは町民の安心を募っているわけでありまして、救急車が全部南幌町立病院に行く、これは症状もありますので、うちの病院で受けられないのは、もう即それに合わせた、患者さんに合わせた、状態に合った病院を選んでいかなければなりませんので、そういう部分でちょっと認識が違うのではないかなというふうに思っております。それで、救急部門をこのままでいいのかっていう話であります。これはなかなか難しい問題があります。それと住民の健康・命を守るのが、自治体としての責任は、救急部門はそれぞれの自治体が担わなきゃなりません。よその自治体をお願いするというそういうものではありませんので、ただ広域にどうやってやれるかっていうのは今後の検討課題になりますけれども、それはなかなか今の現状では厳しいのかなと。うちは医療圏はやっぱり札幌を中心とする石狩圏であります。うちの病院の位置づけは南空知であります。そのことを考えていく時に、どうあるべきかと私どもも検討はしましたけれども、なかなかそれについては厳しい状況にありますけれども、当然、病院経営によっては救急部門をどっかに専門に、広域でやる場合も今後は出てくる可能性もありますけれども、現状の中では非常に厳しいというのが現状であります。

それから点検評価についてどうなんだと、外部に出すべきではないかと。一度いろいろ外部にもやっていただいたし、国の機関から来ていただいて評価もいただいております。ですのでそれらを参考に、もとにやっておりますので、そんなには変わらないと思っております。ですのでそれらをいただいた意見をもとに今、改革やいろいろなプランを立てながら当然やっておりますので、今のところ外部でどうのこうのということではなくて、やはり議員が御指摘のように、病院の方向性をきちっと定まらないと難しいのかなというふうに思っておりますので、現状のところでは、今ある中で改革できるものは改革しながらやっていくということでもあります。ただし、先ほど言ったように基準がありますので、基準を度外視して改革はできませんので、基準内でおさまるようなやり方、そうしないと交付税等々に大きな影響がありますので。その中の改革をやっていくということでもありますので、御理解いただければと。

4番 志賀浦 学委員。

再々質問をさせていただきます。まず1点目のほうは、ある程度理解します。意識改革のためにはつくっていかなくやいかんということ。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

ただこれは先回の報告の中で、出た分で経営改善計画のリストですよ。大事なところは結構、例えば決定と書いてあるけど、先回も聞きましたけど患者送迎サービス事業の検討と。検討したのであればなんとかなると思うんですけども、結果的に費用負担や送迎方法を今後町で協議していくと。病院としては取り組めないというのは聞いていましたけれども、ただほかの町村ではやっている所が結構あるんですよ。この間新聞でちょっと大きく出ていまして、松前、院長がいなくなった大変なところですけど。あそこも実際送迎サービスをやっていますと、路線を使いながら拾いみたいな格好ですよ。できないことがないんじゃないかなって言うふうにも思うんですけども、これもまだ町として決定して出してくれてるわけではないので次のプランを出される時には、できるものとできないものとをしっかりと分けて、職場の皆さんの意識を高めるためっていうのであれば、もっと細かくて違うものでもいいのかなって言うふうにも思うんですけども、また国の指導の中のプランだと、またそれこそできないことばかりがあるのかなというふうに思っていますので、またこれは出てきた時に質問したいと思います。これは検討していただければ。

また繰出基準以外で繰り出している部分、これは今町長が言ったように、制度改革が変わってという話ですから、応分の負担ということで、ただそれが応分の負担がどこまでなのかっていうところを見ると、何千万という単位で5年10年と続けていって、うちの町がもつのかなって言うそっちの心配もありますので、これはできるだけ早くに方向性を出して議会に提示していただければと。今出せて言っても出せないのかなと思うんですけど、その辺お願いいたします。

また、改築の部分はわかりました。

救急指定の場合、救急のやつは認識の違いと言われればそれまでなんですけども、私はことしの春先でしたっけね。救急で町立病院にお世話になりました。インフルエンザで。新聞に指定日って書いてあったんで行ってみたら休みだったよってことで。休みでしたけども、うまく対応してもらって診てもらいました。インフルエンザの検査をして陽性だよということ、治療といいますか薬もいただきまして、大変感謝しています。ただ本当に診れるところが少なくているのであれば、本当に外科的なものとか交通事故とかは、多少のものでもいいですけど。そういうものを早くどっかと連携しなければならぬんじゃないかなって言う気はするんですよ。町立病院に運ばれて、また逆に自分の車で行って、結果的にほか行ってくださいと言うのであれば、最初からだれも行かなくなっちゃうんじゃないかなと。緊急指定の意味もなくなるのかなというふうには私は思うんですけども、それは費用対と、町民の健康を守るという意味から、どっちがどうなのかということもあるんですけど、検討した経緯があるというんですから、それ検討をまた再度進めてもらえばいいなと思います。またこれに関しては、例えば南空知であって札幌圏であってっていう話もあったんですけども、現在どういう方向で結論に至ったのかその辺ももしわかりましたら教えていただきたいと思います。

また、最後の部分で質問した点検評価の部分ですけども、外部ではやったことがあるという、なんかわけわかんないかなというふうに思っているんですけども、私もこの3回分見てきましたけれども、今後はしっかりやっぱり評価してかなきゃだめなんでないかなと思うんです。私たち議会でもやっていきたいと思えますし、できれば提案させていただきたいなというふうに思ってます。過去には議会からも予特・決特のところで、付帯意見でなんとか出されてる部分はあると思うんですけども、その辺がなかなか町長と私どもとかみ合わないところが多いのかなと思っております。またこれから委員会等で、ある程度のもが出てくると思うんですけども、出てきた時にはまた町長に御相談申し上げますけども、その辺は意を酌んでやっていただけるかどうか、その辺町長にお伺いします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたします。それぞれ、いろいろな考え方があると思います。しかし、やはり町民の高齢化社会を迎えて、いかに健康・命を守っていくか、それにどう応えていくか。言っている意味もわかる部分もありますが、矛盾している部分もある。繰り出しが多くなってどうしてるって、町が負担してくるのであれば、例えば送迎の関係も相当の負担が出るんです。これ以上繰り出しを町がしてもいいのかどうか、今言っている御質問からいくとこれ以上多くなったらどうすんだと。私のほうにもそういう頭はあります。皆さんに負担をかけるのにこれ以上どうしたらいいのかという中で、いろんな改革をやって最小限の負担をしていかなきゃならない。これをゼロになるのが本当は望ましいんですよ。でもなかなかそういう環境にはない。それと、公立病院として今ある制度の中で、いかに生かして町民の負担を少なくしていくのが私はベストと思っています。なんぼでもお金をかけて残すのであれば、それはいいんですが、やはり制度っていうものがございまして、町独自でやるのであれば、この負担だけでは済みません。やはり国の制度にうまく乗りながら、町民が安心できる病院にしていかなければならない。

24時間診ていただくと大変喜んでいただいている方々もたくさんいるわけでありまして。電話をして、診てもらっていいですかって言ってもいいですよって言うてくれる、そういう声があるわけでありまして。特殊なやつはなかなか難しい。うちにそういう施設、整備がされていません。やはり一刻を争うのは早く大きな病院、専門の病院に回していかなければ、患者さんの負担が多くなると私はそんなふうに思っています。最小限町内でできる部分や、患者さんを診てあげられる分、私はそういう部分に取り組んでいくべきではないかなというふうに思っております。

いろんな改革・点検、当然していかなければなりません。それはもう議員御指摘のとおりであります。それをしながらいかに病院をつかっていくか。町民の病院として生き残っていくかだと思えます。お金だけで言うのであればプラスマイナスはマイナスですから、当然それで判断でいいと思えますが、私はそういうものではないと。行政と

してどういうふうにしていくか、そういう困った人たちも守っていかなければならない。当然先ほど言ったようにできないかということで、近隣の自治体でやっている救急センターに行ってお話をさせていただいた。それは自治体の本分から離れておりませんか、自治体としてはそういう人を守っていくのが自治体で、よその町のそういう患者さんをうちで受け入れる施設ではありませんと。これはどこの町の首長さんも同じです。私も余裕があったらお願いできないかということと言ったんですが、そういうことにはならない。だとすれば、自分の町でできないとすれば近隣で同じような状況を持つてる自治体があれば、広域でやることは可能だというふうには思いますが、まだまだその時期に達していないというふうには私は認識しております。ですから、今の中でいかに病院として生き残るため、どうしていくのかというふうにも非常にぎりぎりです。人員等々やっております。最小限の経費で最大限という皆さんから言われておりますのでその範囲で、だからひょっとすると検査に入って基準に満たさないって指摘を受ける事項が今まで何回かあるんですが、それだけシビアにやっておりますのでそういう面では、点検・評価もしながら当然やっていかなければなりませんので、私どもはできる限りそういうのをやりながら、将来に渡って、今の制度改革はまだまだ議論されております。その中でうちの町立病院としてどう残すべきかというのは方向性は、それを見ながら私は考えていくべきだなというふうには考えております。以上です。

議長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。ここで、場内時計で10時50分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時38分)

(午前10時50分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開させていただきます。

●日程5 認定第1号 平成27年度各会計決算認定についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました認定第1号 平成27年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、平成27年度一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1億1,743万1,719円の残額となりました。主な事業としては、プレミアム商品券発行事業・地方創生先行型事業、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健事業、多面的機能支払事業、南幌温泉本館ボイラー室内配管更新等工事、商工業振興事業、夕張太公営住宅改修工事、消防サイレン遠隔制御装置更新、小学校及び中学校校舎耐震等改修工事などを実施したところです。なお、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、学生地域定着支援促進事業、食料供給基盤強化特別対策事業、道営経営体育成基盤整備事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額904万6,000円を差し引くと実質収支額は1億838万5,719円となります。

次に、平成27年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで4,315万2,161円の残額となったところ

です。

次に、平成27年度下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで741万2,243円の残額となったところです。

次に、平成27年度農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで81万8,412円の残額となったところです。

次に、平成27年度介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで561万4,441円の残額となったところです。

次に、平成27年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで58万5,777円の残額となったところです。

以上、平成27年度各会計の決算につきまして、御審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

本案につきましては、平成27年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局 長
議 長
監査委員

(朗読する。)

監査委員からの補足説明があれば賜ります。角島監査委員。

補足に先立ちまして、おわびを申し上げたいと思います。意見書の作成に際しましてミスがありまして、けさほど差しかえをさせていただきました。1週間前に議案配布がされておりますので、皆さんには既に御一読いただいていたかと思っております。大変申しわけないんですが、もう2カ所ほど後ほど訂正させていただきますので、あわせておわび申し上げておきたいと思っております。大変申しわけありません。

ただいま局長から平成27年度一般会計及び特別会計の決算審査意見書について朗読説明をされました。なるべく重複を避け、簡単に補足説明をさせていただきます。1ページの審査の手続の中に記載をしてございますが、今回の決算審査の中では通常の決算手続に加えて、北海道包括外部監査が行われた北海道住宅供給公社の平成27年度決算内容及びみどり野団地について、それから指定管理業務及び長期継続契約の適正性など、予算の根拠となる事項について検証を行ってございます。最初に6ページをごらんください。

3つ目の段落ではふるさと納税について触れております。寄附金額は前年比7割ほど増加していますけれども、一方で謝礼品及び諸経費を支出して歩留まりは約半分という状況になっております。テレビなどで一年分の食材をふるさと納税で賄っている人など、紹介しているわけですがけれども、紹介して盛んに謝礼品競争を煽っています。しかし住民税の2割程度までしかふるさと納税はできないわけでありまして、10万円単位でふるさと納税ができる人は相当余裕のある方じゃないとできないということを念頭に置きながら、ああいったテレビ等を見ていただきたいなというふうに思っております。謝礼品等として寄付金額の7割相当を商品券として発行している自治体も実はあります。総務省から本年4月1日付で自粛をなささいという通知が出されておりますが、法的な拘束力はありません。そういった部分がありますので、あえて一言記載をさせていただきました。続いて9ページを

ごらんください。

9ページの3つ目の段落で、保育料の不納欠損を行っていますが、実はこの方について140万ほど不納欠損しているんですが、時効の中断が適切に図られて分納が続けられている部分もあります。これ以上のものがあるということですね。ですから改めて、債権管理を適切に行うということを求めているということを念頭に置いておいていただきたいというふうに思います。22ページにまいります。

22ページでは、審査意見の総括を述べてございますが、2つ目の段落で北海道住宅供給公社に触れております。本年3月4日に公表された北海道の包括外部監査の結果に南幌町、みどり野団地の文字がありましたので公表の範囲内で検証しております。包括外部監査という言葉があるんですが、まずそれについてお話をしたいと思いますが、平成9年度の自治法改正により平成10年から弁護士、公認会計士、税理士、実務精通者などの包括外部監査人が独自にテーマを決めて実施することとされています。都道府県、政令指定都市、人口20万以上の中核市、北海道では旭川市と函館市が該当しますが、これについては実施が義務化されてございます。意見にありますように、公社は平成12年度から今回で実は3回目の包括外部監査を受けてございます。平成27年度に受けたテーマにつきましては、地方公会計制度において、連結対象の団体及びこれらに係る北海道の事務及び経営についてをテーマに受けているという状況でございます。今、公会計制度の改革と言いますか変更が行われておりますが、公社には道が80%出資をしておりますし、年度末現在で279億円の貸付金があるということで、こういう状況の包括外部監査を受けたということでございます。その結果は、意見書のほうに書いてございますが、今後もかなりの数のコマ数の宅地を持ってございますし、未施工の用地も持っております。そういう中で、南幌町が独自で用地管理や宅地販売を行うということは相当困難だというふうに考えられますので、公社や北海道と連携して取り組んでいただきたいというふうに思っております。また公社のホームページに開示されております南幌町みどり野団地に係る上下水道、街路事業に関する負担金に関する約定及び平成27年度末現在で今後の負担額、約1億9,100万円は、関係書類を追求するとともに、聞き取りを行って内容の確認をしております。ここで修正なんです、下から4行目、片括弧の次に、2から現在高、年間というふうに書いてあります。この部分を削除していただきたいと思います。2から現在高、年間と。毎年1億9,100万ではなくてですね、残高として1億9,100万あるということでございます。負担金の内訳は、上水道9,200万、上下水道9,900万。街路については、25年に終了しているということで確認をしております。この内容はどういうふうに議員の皆さんに説明をされているかということで確認をしたんですが、平成21年11月17日開催の南幌町活性化特別委員会で下水道料金改定説明資料の中で、財源として年次負担額が説明されているということは確認をさせていただきました。23ページにまいります。

23ページの上段には、平成18年度から行財政改革に取り組んだというふうになっているわけですが、その前年度末、平成17年度末と平成27年度末の人口、基金残高、起債残高を比較をさせていただきます。一読しておわかりのように人口は1,600人余り、17%減少させていただきます。基金残高は5億7,500万、55%増加をしております。起債残高は53億8,700万、43%減少しています。これを住民1人当たりに置きかえてみると、基金残高は9万5,000円、86%増加しておりますし、起債残高は41万3,000円、31%減少しています。住民の数にかかわらず、施設等を整備すると規模と固定的に係る経費がありますので、起債の減り方が少ないのはやむを得ないというふうに考えております。しかし、かなり大きな数字が起債等が減少したり、基金がふえているわけですが、財政状況が大きく改善したというふうには考えられないというふうに考えております。今後が発生する費用、例を挙げれば、上水道の第2浄水場の更新がありますし、先ほども議論になってございました、7億8,000万円の累積赤字を抱えた町立南幌病院を今後どのようにしていくのかということがあります。取り組み内容によっては、40億や50億円はすぐ掛かってしまうというふうに考えております。

中段に検討及び整備すべき事項を記載しております。1の指定管理業務については記載がわかりづらいと思います。1、黒ボッチの後にですね、1施設について消防設備の、というふうになってますが、1施設について、町が負担する費用にというふうに、直していただきたい、加えていただきたいというふうに思っております。1節について町が負担する費用に消防設備の修繕等が含まれているというふうに記載をさせていただきます。あとは記載のとおりです。

2の長期継続契約について補足をさせていただきます。もともと自治法上では、水道・電力・ガス・通信等の契約は単年度会計主義の例外ということで予算計上が認められてございます。平成16年度の自治法改正で、ここに記載のOA機器の借り入れや庁舎管理業務、いわゆる機械警備等の複数年契約が認められるようになってございます。さらに電算システムのソフトウェア使用料や保守契約などもそれに含まれるというふうに考えております。ここで問題としたのはリースなのか割賦なのかということです。リース・レンタル・割賦と言っても区別がわからないという方が大半でございますので、若干お話しをさせていただきます。原則、リースは5年ぐらいの期間で物を借りる契約です。所有権は貸し手側にあつて、契約は再リースもしくは返還をするということになります。レンタルというのは貸し手の在庫品の中から短期間借りるもので、所有権は貸し手側にあります。割賦は、契約が終了すると、所有権が貸し手から借り手に移ります。つまりレンタルは一時的な物品の単なる賃貸借ですが、リースは賃貸借に伴う信用取引、割賦は売買に伴う信用取引だというふうに言えるかと思っております。割賦の場合は、債務負担行為として議会の承認が必要になります。南幌町は、契約が終了した時点で所有権を町に譲渡する所有権移転契約と言われる契約を複数行っていますが、リース契約あるいは割賦契約、

保守契約、ソフトウェア使用契約が項目・金額が特定されないまま、一括して総額が契約され、月額料金が記載されている契約書がありました。具体的にどうということかと申しますと、品目ごとの明細と金額、これが例えばパソコン1台幾ら、それを何十台買うと、リースをするとかっていう明細がないということです。これについて一括払いで購入する場合は、例えば108万円かかりますと。5年リースで支払うというふうにするという月額20万円ずつ払って60カ月ですから、120万円になるということがわかるようになってなければいけないのです。この明細がないと、契約が終了した時点で何をどうするか、契約先と事務担当者だけを理解していて、文書化されていないという点では事故の温床になってきますし、リース会計基準というのが実はあるんですけども、これに違反をしているということになります。長期継続契約制度が導入されてから12年を経過してございます。本町であっても、平成19年から導入をしてございますので、9年がたっております。法が想定したことより、商習慣の実態が相当進化をしております。どうも長期継続契約を見ていくと、前例踏襲で契約書を作成しているというふうに見受けられるものが、散見をされてございます。内容調査した範囲では、悪意あるいは不正というものについては確認をされておられません。仕組みの理解が不十分というふうには理解をしております。したがって、ルールの見直しと徹底を求めています。

以上申し上げましたが、適法性、効率性、有用性を中心に検証し、重要性、特に金額の大小については考慮しないで、適切にやられてるかということを中心に検証させていただきましたので、補足というふうにさせていただきたいと思っております。以上です。

議長 　ただいま上程されました平成27年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子委員。

熊木議員 　ただいま上程されました平成27年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 　お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子委員。

熊木議員 　ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には志賀浦学議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、

議長よりお諮り願います。

議長 長 お諮りいたします。ただいま熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長には志賀浦 学議員、副委員長には石川 康弘議員と決定をいたしました。

●日程6 認定第2号 平成27年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 長 ただいま上程をいただきました認定第2号 平成27年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、入院患者数の減少などによる資金不足が見込まれたことから、一般会計からの追加負担を行ったことにより、収益的収支では495万7,811円の純利益となったところです。

以上、平成27年度病院事業会計の決算につきまして、御審議のうえ認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 長 本案につきましては平成27年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員から意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

ただいま上程されました平成27年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてをお諮りいたします。

10番 熊木 恵子委員。

熊木議員 ただいま上程されました平成27年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見でありますか、さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程7 報告第3号 平成27年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 長 ただいま上程をいただきました報告第3号 平成27年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成27年度の各会計決算を基に算定した南幌町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。詳細につきましては総務

議 長
総務課長

課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第3号 平成27年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。別途配布しております報告第3号資料をごらんいただきたいと思っております。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、町の財政状況を判断するため健全化判断比率の算定及び公表が義務づけられており、また一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務づけられています。それでは、平成27年度決算によりますそれぞれの指数について御説明申し上げます。

最初に、資料の(1)実質赤字比率ですが、これは一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただいておりますとおり、赤字は発生していません。

次に(2)連結実質赤字比率ですが、これは全ての会計を対象とした赤字比率または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生していません。

次に(3)実質公債費比率ですが、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は14.0%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値については資料の裏面をごらんください。平成25年度が15.8%、平成26年度が14.8%です。平成27年度は平成26年度と比較して0.8ポイントほど下がっています。表の下、①に記載していますが、新たな起債発行抑制による公債費元利償還金の減少及び地方消費税交付金の増加が主な要因です。また、表の数値は3カ年の平均比率であり、記載にありませんが単年度の比率は平成25年度が14.1%、平成26年度が14.0%、平成27年度は14.1%となっています。

資料の表面に戻っていただき、(4)将来負担比率ですが、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これにつきましては、第三セクターなども含めたもので本町の数値は67.6%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、過去の数値については資料の裏面をごらんください。平成25年度が89.3%、平成26年度が80.2%です。平成27年度は平成26年度と比較して12.6ポイントほど下がっています。表の下、②に記載していますが、退職手当負担見込額の減少及び財政調整基金残高の増加が主な要因です。

このようなことで、本町の財政状況は早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

次に、資料裏面の2資金不足比率ですが、これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生していません。そのため資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく経営健全化計画の策定は不要となっています。

以上、財政健全化法に基づく本町の健全化判断比率等について説明をさせていただきましたが、今後におきましても行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

議長 本案につきましては、平成27年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

局長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第3号 平成27年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

●日程8 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号))についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第51号 専決処分を求めることにつきましては、平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)であり、老朽化によりボイラーが故障したため、改修に係る工事請負費を追加するものです。その結果、資本的収入では既定予算に4,200万円を追加し、7,943万1,000円とし、資本的支出では既定予算に4,200万円を追加し、8,431万5,000円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長 議案第51号 専決処分の平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。4ページをお開き願います。始めに、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款資本的収入3項企業債1目企業債、4,200万円の追加でございます。病院の改修により、病院設備整備事業債を借り入れるものです。詳細は支出で御説明申し上げます。次に、支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目病院整備事業費、4,200万円の追加。2節工事請負費、4,200万円。町立南幌病院ボイラー

改修工事の追加でございます。次年度に改修を計画していた2台設置のボイラーのうち1台の煙管が損傷し使用不能となり、残りの1台も老朽化により損傷する恐れがあることから、急遽改修が必要となったため追加したものであります。2ページにお戻りください。

第2条、資本的収入及び支出を資本的収入が4,200万円追加し、7,943万1,000円に、資本的支出が4,200万円を追加し、8,431万5,000円に改めるものでございます。

次に、第3条、企業債の変更です。病院設備整備事業で起債の限度額を4,200万円追加し、4,630万円に改めるものでございます。なお、起債の方法等につきましては変更ございません。以上で議案第51号の説明を終わります

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号))については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、1時まで休憩をいたしたいと思えます。

(午前11時32分)

(午後 1時00分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程9 議案第52号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第52号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では社会保障・税番号制度システム整備経費の追加、南空知4町知名度向上推進事業の追加、機場施設管理修繕料の追加、歳入では普通交付税確定に伴う減額、地域づくり総合交付金の追加、ふるさと応援寄附金の追加、平成27年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,843万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,139万8,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは議案第52号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第2号)の説明を行います。初めに歳出から説明します。11ページを

ごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,578万2,000円の追加です。説明欄の一般管理経費で1,416万2,000円の追加です。ふるさと応援寄附謝礼品並びにクレジット決済手数料を追加するものでございます。寄附金の実績につきましては別途配布しております資料により御説明を申し上げますのでごらんください。8月30日現在の実績となります。寄附件数で4,562件、寄附金額で5,240万294円となっております。ほぼ昨年度と同様の金額となっております。また、寄附指定事業、謝礼品内訳等につきましては、記載のとおりでございます。なお、寄附金額で総額6,500万円を見込み、それぞれの項目で追加をしておりますが、謝礼品につきましては寄附金の半額程度を予定しておりますけれども、寄付総額が先ほど言いました6,500万円の見込みを超えた場合、生産者などへの支払いが遅れる可能性があるため、今回の補正予算では寄附金総額の6割の経費を見込み、予算計上しております。

議 長 副町長。ちょっとお待ちください。資料が配布されていないものですから暫時休憩いたします。

(資料配布)

(午後 1時 9分)

(午後 1時14分)

議 長
副 町 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。副町長。

それでは資料をごらんください。8月30日現在の実績となります。寄附件数で4,562件、寄附金額で5,240万294円となっており、ほぼ昨年度と同様の金額となっております。また、寄附指定事業、謝礼品内訳等につきましては、記載のとおりです。なお、寄附金額で総額6,500万円を見込み、それぞれの項目で追加をしておりますが、謝礼品につきましては寄附金の半額を予定しておりますが、寄付総額が先ほど言いました6,500万円の見込み額を超えた場合、生産者などへの支払いが遅れる可能性があるため、今回の補正予算では寄附金額総額の6割の経費を見込み、計上しております。予算書の11ページに戻ります。

電算機器管理運営経費で162万円の追加です。社会保障・税番号制度システム整備費を追加するもので、これによりシステム改修は完了予定となります。

3目財産管理費、補正額5,919万3,000円の追加です。財産管理経費で5,919万3,000円の追加です。財政調整基金積立金は、繰越金が確定したことから地方財政法第7条の規定に基づき、2分の1の額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

4目企画振興費、補正額587万円の追加です。南空知4町知名度向上推進事業で587万円の追加です。昨年引き続き、道の地域づくり総合交付金を活用し実施するもので、南空知4町でサイクル観光事業、南空知4町で移住・定住促進連携事業について、4町がそれぞれ担当事業を受け持ち協力して行うもので、予算といたしましては本町の担当事業である移住定住イベントへの合同出展経費を見込みそれ

ぞれ計上させていただいております。なお、次ページの負担金につきましては、他の3町が担当として実施する事業の負担金となります。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額95万2,000円の追加です。障がい者福祉経費で過年度返還金の確定によるものです。

2項1目児童福祉総務費、補正額7万6,000円の追加です。児童福祉総務経費で過年度返還金の確定によるものです。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項4目機場施設管理費、補正額237万6,000円の追加です。機場施設管理事業で幌向運河排水機場の調整池ゲート電動機が故障したため交換をするものでございます。

8款消防費1項1目消防費、補正額226万8,000円の追加です。南空知消防組合負担金事業を追加するもので、内容につきましては明細で説明いたします。15ページをごらんください。消防費の施設・資機材更新事業でホース乾燥塔の屋根に雪がたまり危険なことから、塗装工事と合わせまして老朽化した訓練はしごを撤去するものでございます。13ページに戻ります。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額42万5,000円の追加です。特別支援教育推進事業で対象児童の増により支援員1名分の賃金を追加するものでございます。

4目教育財産管理費、補正額70万円の追加です。教育財産管理経費で一般修繕経費を追加するものです。次ページにまいります。

5項3目スポーツセンター管理費、補正額78万9,000円の追加です。スポーツセンター管理経費でホールの空調機インバーターが経年劣化により故障したため修理を行うものでございます。次に歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

9款地方特例交付金1項1目地方特例交付金、補正額36万1,000円の追加です。確定によるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額784万7,000円の減額です。1節地方交付税で普通交付税の確定によるものです。本年度の普通交付税確定額は20億9,215万3,000円となり、昨年度の交付額より6,532万4,000円の減額となったところでございます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額145万8,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、歳出で説明しました社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金となります。

15款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額500万円の追加です。1節総務管理費道補助金で、歳出で説明しました4町で実施する知名度向上推進事業に対する交付金となります。なお、他の3町につきましても同額の交付金を受けることから、4町の交付金総額は2,000万円となります。次ページにまいります。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額429万4,000円の追加です。1節土地建物売払収入で遊水地並びに中樹林道路整備に伴う町有地売払収入となります。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額100万円の追加です。

町民の方より寄附をいただきましたが、匿名を希望されております。

3目ふるさと応援寄附金、補正額1,500万円の追加です。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2,069万4,000円の減額です。財源調整を行うものでございます。次ページにまいります。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額8,838万5,000円の追加です。平成27年度繰越金の確定によるものです。

20款諸収入5項5目雑入、補正額147万4,000円の追加です。1節雑入で障がい者自立支援給付費清算金は、それぞれ平成27年度分の確定によるものです。南空知4町知名度向上推進事業負担金は、本町が担当として実施する事業に対する他の3町からの負担金となります。

以上、歳入歳出それぞれ8,843万1,000円を追加し、補正後の総額を57億4,139万8,000円とするものでございます。以上で議案第52号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第52号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第53号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第53号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では国保業務システム改修の追加、基金積立金並びに国庫支出金等清算金の追加。歳入では平成28年度保険税退職被保険者分の減額、国庫補助金の追加、基金繰入金の減額、平成27年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,737万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,464万4,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第53号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、補正額 2 5 9 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。説明欄でございます。1 3 節委託料で、国保業務システム改修、平成 3 0 年度からの国民健康保険都道府県化に伴い、北海道が運用するシステムと本町のシステムを連携する必要があるので追加するものでございます。

続きまして、3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、補正額 7 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。平成 2 8 年度確定に伴い追加するものでございます。

続きまして、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金、補正額 2 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。こちらも平成 2 8 年度確定によるものでございます。次ページにまいります。

9 款 1 項 1 目基金積立金、補正額 1, 4 2 1 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。2 5 節積立金で財政調整基金積立金、平成 2 7 年度決算に伴い繰越金が発生したため財源調整後、余剰金を積み立てるものでございます。

1 1 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金、補正額 4 7 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。2 3 節償還金利子及び割引料で国庫支出金等清算金、平成 2 7 年度の退職者療養給付費交付金の確定により返還金が生じたため、追加するものでございます。次に歳入の説明をいたします。7 ページをごらん願います。

歳入、1 款 1 項国民健康保険税 2 目退職被保険者等国民健康保険税、補正額 2 7 4 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。1 節医療給付費分現年課税分で 1 8 3 万 2, 0 0 0 円の減額。続きまして 2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 4 3 万 3, 0 0 0 円の減額。3 節介護給付費分現年課税分で 4 8 万円の減額。いずれも退職者医療制度廃止により 6 5 歳に達した対象者が一般被保険者へ移行することに伴い、保険税の調定額が当初予算を下回り、年度末において歳入不足となることから減額するものでございます。

続きまして、3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目制度関係準備事業補助金。こちらは目の新設でございます。補正額 1 8 4 万 4, 0 0 0 円の追加。歳出の一般管理費で御説明しました国保業務システム改修費に伴う補助金でございます。

続きまして、5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、補正額 3 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。確定によるものでございます。次ページにまいります。

9 款繰入金 2 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 1, 4 9 1 万円の減額でございます。1 節財政調整基金繰入金で、繰越金の増加に伴い、財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高の見込み額は 7, 1 1 6 万 3, 6 3 3 円となる見込みでございます。

1 0 款 1 項 1 目繰越金、補正額 3, 3 1 5 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。1 節繰越金で平成 2 7 年度の繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 1, 7 3 7 万 5, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 1 2 億 7, 4 6 4 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 議案第54号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第54号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、平成26年に北海道後期高齢者医療広域連合に対して会計検査院の实地検査が行われ、その調査の結果、診療報酬の返還が求められたものです。収益的支出では、既定予算に306万8,000円を追加し、5億9,812万円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。病院事務長。

病院事務長

議案第54号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用3項特別損失1目過年度損益修正損、306万8,000円の追加。1節過年度損益修正損、306万8,000円。診療報酬返還金の追加でございます。平成26年に北海道の後期高齢者医療広域連合に対して会計検査院の实地検査が実施され、その後調査・確認、返還額の精査等が進められてきましたが、この度、返還措置額が確定いたしました。項目の1つ目は運動器リハビリテーション料で、傷病名が適切ではない患者に対して算定している事実があり、後期高齢者等保険者への返還が16件、103万9,715円。患者一部負担金が5件、2万3,185円を返還するものでございます。2つ目は療養病棟入院基本料で、医療区分の評価にあたり、日数制限のあるせん妄に対する治療について、基準が不明確なまま一部制限日数を超えて治療したことにより、後期高齢者等の保険者への返還が9件、180万318円と、入院基本料の医療区分変更に伴う食事療養費20万4,040円を返還するものでございます。いずれも返還期間につきましては、平成24年3月から平成27年3月までの37カ月で、合計では、306万7,258円を返還するものでございます。

今回指摘された事項については、既に改めております。今後も診療報酬の請求等に対しましては、適切な運用に努めてまいります。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的支出につきまして、病院事業費用は306万8,000円を追加し、5億9,812万円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は1,573万8,000円となります。以上で議案第54号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第54号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程12 議案第55号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第55号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では地域支援事業費の追加、国庫支出金等清算金の追加、歳入では基金繰入金並びに平成27年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,148万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,893万円6,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第55号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらん願います。

4款地域支援事業費1項1目一次予防事業費、補正額48万3,000円の追加でございます。説明欄でございます。8節報償費4万1,000円の追加、町民プールでの高齢者水中運動事業への希望者の増加に伴い、教室を拡大する必要が生じたため追加するものでございます。続きまして、19節負担金補助及び交付金で、総合事業サービス利用負担金44万2,000円の追加。介護予防、日常生活支援総合事業に移行した他市町で本町の被保険者が、住所地特例により総合事業サービスを利用しているため追加するものでございます。次ページ

にまいります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、補正額1,100万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等精算金。平成27年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算により返還金が生じたため、追加するものでございます。返還金の内訳は、国費が403万8,738円、道費が213万5,797円、支払基金が483万843円でございます。次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、6款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額786万9,000円の追加でございます。1節介護給付費等準備基金繰入金で、こちらは財源調整を行うものでございます。

続きまして、7款繰越金1項1目繰越金、補正額361万4,000円の追加でございます。1節繰越金で、平成27年度の繰越金が確定しましたので追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,148万3,000円を追加し、補正後の総額を6億9,893万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第55号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時35分)

議長

おはようございます。

去る9月9日より決算審査特別委員会のため休会となっております。平成28年第3回南幌町議会定例会をたゞいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

●日程13 議案第56号 南幌町防災行政無線設置条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第56号 南幌町防災行政無線設置条例制定につきましては、新たな防災行政無線の整備に伴い本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第56号 南幌町防災行政無線設置条例の制定について、御説明を申し上げます。本条例につきましては、新たな防災行政無線を整備し戸別受信機を町内全戸に設置するため、必要な事項を定めて条例を制定するものです。なお、戸別受信機の設置は11月より順次行い、全ての運用開始は明年4月1日を予定しています。新条例でございますので、朗読の上、必要に応じ説明を加えさせていただきます。

南幌町防災行政無線設置条例。目的、第1条、この条例は、災害時等の緊急時における地域の防災、応急救助、災害復旧等に関する業務を適切かつ迅速に遂行するため、通信連絡網を確保し、住民への情報伝達を確実にし、併せて平常時における行政広報等の円滑化を図るため南幌町防災行政無線を設置する。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。第1号、無線局、電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。第2号、親局、特定の2以上の受信設備に対し同時に同一内容の情報を送信する同報系無線設備をいう。第3号、中継局、電波を町内全域に有効に送るための中継設備をいう。第4号、遠隔制御装置、親局を遠隔操作して、屋外子局及び戸別受信機に情報を送信するための装置をいう。第5号、陸上移動局、電波法施行規則第4条第1項第12号に規定する無線局をいう。第6号、屋外子局、親局からの電波を受信して、情報を伝達するために屋外に設置する拡声装置をいう。第7号、戸別受信機、親局又は中継局からの電波を受信して、情報を伝達するために屋内に設置する受信装置をいう。第8号、防災行政無線、前各号の総称をいう。

設置場所、第3条、防災行政無線の設置場所は、次のとおりとする。親局、南幌町役場庁舎内。中継局、①川向福祉の家敷地内、②夕張太

ふれあい館敷地内、遠隔制御装置、南空知消防組合南幌支署内、陸上移動局、町長が必要と認める場所。これは移動用無線のことで、平常時はスクールバスや除雪業務に使用するものです。屋外子局、町内において町長が指定する場所。これは既設の屋外放送塔、6基を改修するものです。戸別受信機、町内において町長が設置を承認する住居、事業所または公共施設等としています。

業務、第4条、防災行政無線の通信業務は、次のとおりとする。第1号、非常災害その他の緊急を要する事項の伝達。第2号、町の広報事項の伝達。第3号、国、道その他公共機関からの周知事項の伝達。第4号、その他町長が必要と認めた事項の伝達。お悔みなどの放送につきましては、今まで同様の取り扱いです。

戸別受信機の設置の承認及び無償貸与等、第5条、戸別受信機の設置を希望する者は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

第2項、町長は、前項の承認を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者に対し戸別受信機を無償で貸与する。第1号、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者の世帯の世帯主。ここでは、町内の全世帯を対象としています。第2号、事業所又は公共施設等（以下「事業所等」という。）の管理者。ここでは、商業施設や店舗、会社事務所、集会施設などを示しています。第3号、その他町長が必要と認めた者。

第3項、前項の規定により貸与した戸別受信機の設置に要する費用は、町が負担する。設置に係る費用は全額町負担とし、市街地以外の地域では、受信状況によっては専用アンテナの設置が必要な住宅等もありますが、それらの費用を含むものです。

戸別受信機の維持管理費用、第6条、戸別受信機の維持管理に要する費用は、戸別受信機を使用している者の負担とする。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。一般的な利用における維持管理経費は、戸別受信機の接続電気料が月額約50円、また、単一乾電池2本を年1回更新する程度です。

注意義務等、第7条、第5条第2項の規定により戸別受信機の無償貸与を受けている者（以下「借受者」という。）は、常に良好な状態で、戸別受信機を使用しなければならない。

第2項、借受者は、戸別受信機に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

第3項、借受者は、戸別受信機に異常を発見したときは、直ちに町長にその状況を報告し、指示を受けなければならない。

第4項、借受者は、戸別受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

返還等、第8条、借受者は、町外に転出するとき又は事業所等を廃止するなど、戸別受信機を必要としなくなったときは、速やかに戸別受信機を町長に返還しなければならない。この場合における返還に要する費用（撤去費用を含む。）は、借受者が負担する。戸別受信機は机や棚等への置き型タイプでありまして、通常は撤去の費用は発生しません。

使用の取消し等、第9条、町長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、戸別受信機の使用を一時停止し、又は貸与を取り消すことができる。第1号、この条例その他これに基づく規則等又は命令に違反したとき。第2号、貸与された戸別受信機を故意に損傷したとき。第3号、その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

損害賠償、第10条、借受者は、戸別受信機の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(受信機1台当たりの価格は、定価の5万円です。)

委任、第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則等で定める。本条例を補完するために、条例施行規則及び管理運用規程等を別に定め、目的の達成に努めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第56号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

全戸に無償貸与ということで、いち早く情報伝達が可能になるということで、いいことだと思います。そこでちょっと1点お伺いしたいのは、例えば全町停電で庁舎の電源が喪失した場合、そういう場合の行政無線の対応はどうなっているか1点お伺いします。

議 長

総務課長。

総務課長

平成26年度に庁舎の耐震改修をした際に非常用発電の措置は、本町ではまだ本庁舎に設置してございません。その際にキュービクル、職員玄関横でございますけども、そのキュービクルを72時間対応できる非常用発電装置の受け皿として施工してございますので、それを利用して72時間、停電時に対応できるような形で、次年度以降、総合計画に基づいて設置をしてみたいというように考えてございます。

議 長

3番 原田 弘克委員。

原田議員

キュービクルの設置はわかりました。外部電源ということになると当然外注で、発電機を持ってくるわけでありまして。その時間のタイムロスというのが、想定している時間、どのぐらいで復旧できるのか、その間のロスの関係、無停電を含めてその辺の検討をしたのか、1点お伺いしたい。

議 長

総務課長。

総務課長

この後、自家発電を装備する考えでございますので、それにより対応したいというように考えてございます。

議 長

ほかにありませんか。

菅原議員

8番 菅原 文子議員。

戸別受信機を各全戸に配布予定ということですが、希望者の方に配布予定ですけれども、住民の方々にかかわるところの戸別受信機配布の日程など詳しく教えていただきたいと思います。

議 長

総務課長。

総務課長

この後、条例を御承認いただけた場合、全戸に対しましてこの無償貸与の申請書、承諾書をですね、配布をさせていただきます。並行しまして広報の10月号で事業の、今までも趣旨等は啓発させていただいておりますけども、設置に当たっての注意事項または申請の方法などを広報のほうで啓発をさせていただきます。おおむね10月の末ごろまでに、配布世帯の決定をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、11月より設置業者により町内全戸に設置のための訪問に伺うということをございまして、施設等につきましては世帯が終わってから、公共施設または集客施設、そちらのほうに設置をしまして、明年4月1日から運用開始予定ということをございます。

議 長
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

それと今御説明いただきましたけれども、おおむね何月ぐらいを最終としている予定なのかをお伺いいたします。新しい方が入ってきたのは別として今現在住んでいる方々の、そういう予定の最終はいつごろなのか1点だけお伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

取りまとめをにつきましては、10月末を予定してございますけども、その後随時異動等もございますので、その辺は異動等に合わせて申請の受付、決定をしまいたいというふうにございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第56号 南幌町防災行政無線設置条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 議案第57号 南幌町地区集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第57号 南幌町地区集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、晩翠地区集落センターの利用料金改定に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

それでは、議案第57号 南幌町地区集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明させていただきます。今回の改正につきましては、指定管理者制度のもと、集落センターの維持・管理運営をお願いしております晩翠地区集落センター

運営委員会より、地区内の住民構成が農家世帯より非農家世帯が上回ってしまい、将来的な農家戸数の減少や今後の維持管理費等の関係から、来年1月から現行の利用料金を引き上げたいとの申し出があり、引き上げ後の利用料金が、現在条例で定めております上限額以上となるため、条例別表で定めている晩翠地区集落センター利用料金の増額改正を行なうものでございます。なお、現行の晩翠地区集落センターの利用料金は、夕張太地区集落センターよりも低い利用料金設定でありましたが、今回の増額改正により町内2つの集落センターの利用料金がおおむね同額で設定されることとなります。

それでは、別途配布しております議案第57号資料、南幌町地区集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。表の左が新条例、右が旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。

別表（第8条関係）、（2）晩翠地区集落センターの表において、ホールと和室の1回当たりの利用料金上限額を現行の1,200円から2,500円に改正し、全館一括して使用する場合の利用料金の改正は行いません。なお、運営委員会からは、ホール・和室とも、夏季期間は1回当たり2,000円、冬季期間は2,500円で設定したいとの説明を受けております。また、今回の利用料金改正につきましては、当該地区内の住民への周知など、準備期間等が必要との判断から、施行日を附則において、この条例は、平成29年1月1日から施行する、とさせていただきます。以上で、南幌町地区集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第57号 南幌町地区集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程15 議案第58号から日程23 議案第66号の9議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程15 議案第58号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程16 議案第59号 町営土地改良事業の施行について（新夕張川地区）

- 日程 17 議案第 60号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（新夕張川地区）
- 日程 18 議案第 61号 町営土地改良事業の施行について（中樹林地区）
- 日程 19 議案第 62号 中樹林揚水機場の管理事務の受託について
- 日程 20 議案第 63号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（中樹林地区）
- 日程 21 議案第 64号 町営土地改良事業の施工について（幌向地区）
- 日程 22 議案第 65号 幌向揚水機場の管理事務の受託について
- 日程 23 議案第 66号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（幌向地区）

以上9議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第58号から議案第66号までの9議案につきましては、土地改良法の改正並びに基幹水利施設管理事業を施行するため、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事 それでは、議案第58号から議案第66号までの9議案について御説明いたします。このたび提案いたします9議案は土地改良法の改正による条例の改正及び平成29年度より、新たに3つの機場の維持管理を基幹水利施設管理事業として施行するため、法に定められた必要な手続きを行うものです。

初めに議案第58号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、土地改良法の改正による文言の整理と条文の追加並びに基幹水利施設管理事業の地元負担分を、土地改良区に賦課する規定の追加であります。別途配布しております議案第58号資料の新旧対照表をごらんください。左側が新条例、右側が旧条例、アンダーラインの部分が改正部分です。

目的、第1条中、第96条の4の次に第1項を加える。

賦課の基準の決定、第2条中「賦課の額」の次に、「第2条の2に規定する賦課金を除く。」を加える。第2条の次に「町長の指定する事業についての賦課金」第2条の2を加える。第2条の2は、次ページにかけてになりますが、道から補助金の交付を受けて行う、町営土地改良事業の完了後、8年を経過しない間に農地以外に転用される場合において、道から交付を受けた補助金の額に相当するものを受業者に賦課する規定を追加するものです。

第3条を第4条とし、「土地改良区からの徴収」第3条を加える。

第3条は町営土地改良事業の施行に伴い、資格者から地元負担分を徴収する場合において、受益者が土地改良区の組合員である場合、そ

の者にかわって土地改良区から徴収できることとする規定の追加です。

第4条に「夫役の履行」と見出しを加える。

第4条を第5条とし、行政不服審査法の改正による土地改良法の改正により、見出しを「賦課に対する審査請求」に改め、第1項は審査請求をすることができる期間を改め、次ページ、第2項では、審査請求を受けた時、決定までの期間を改めるものです。

「急施の場合の特例」第5条を第6条とし、法第96条の4の次に、第1項を加え、法第49条を法第88条に改め、賦課徴収の延期等、第6条を第7条とし「賦課の徴収」を「賦課徴収」に「賦課」を「賦課金」に改め、第7条を第8条とし、見出しに「委任」を加え、「定めることができる。」を「定める。」に改めるものです。附則として、この条例は、交付の日から施行する。

議案にもどりまして、議案第59号 町営土地改良事業の施行について（新夕張川地区）につきましては、新たに新夕張川揚水機場の維持管理を、基幹水利施設管理事業で施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 事業名、基幹水利施設管理事業、新夕張川地区。2 事業概要、新夕張川揚水機場の維持管理事業。3 施行期間、平成29年度以降。4 負担予定額、全体事業費の40.0%。南幌町事業費の0.4%、受益者事業費の39.6%。

次に議案60号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（新夕張川地区）については、基幹水利施設管理事業の施行に伴い、受益者負担として北海土地改良区から賦課金を徴収するため、南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。1 賦課の基準、事業費の39.6%。2 徴収の時期、南幌町長が指定する納入期日とする。3 徴収の方法、土地改良法第96条の4第1項において準用する、同法第90条第4項及び南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条の規定により、北海土地改良区から基幹水利施設管理事業、新夕張川地区に伴う賦課金を徴収する。

次に議案第61号 町営土地改良事業の施行について（中樹林地区）については、議案第59号と同様に、新たに中樹林揚水機場の維持管理を、基幹水利施設管理事業で施行するため、議会の議決を求めるものです。1 事業名、基幹水利施設管理事業、中樹林地区。2 事業概要、中樹林揚水機場の維持管理事業。3 施行期間、平成29年度以降。4 負担予定額、全体事業費の40.0%、自治体事業費の0.4%、南幌町事業費の0.2760%、江別市事業費の0.1240%、受益者事業費の39.6%。

次に議案第62号 中樹林揚水機場の管理事務の受託については、基幹水利施設管理事業、中樹林地区の受益が、南幌町と江別市になることから、地方自治法第252条の14の規定により、江別市から管理事務を受託するための規約を定め、江別市と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。次ページになります。新規約で

すので、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

中樹林揚水機場の管理事務の受託に関する規約、事務の委託、第1条、南幌町は、中樹林揚水機場の管理に関する事務（以下「委託事務」という。）を江別市から受託する。

管理及び執行の方法、第2条、委託事務の管理及び執行の方法については、南幌町が定めるところにより行うものとし、南幌町は各年度終了後、委託事務の管理及び執行の状況を江別市に報告するものとする。

経費の負担、第3条、委託事務の管理及び執行に要する経費は、中樹林揚水機場に係る江別市の受益面積に応じて南幌町が江別市に請求するものとする。

管理及び執行の方法の変更、第4条、南幌町は、第2条に規定する委託事務の管理及び執行の方法を変更する場合には、あらかじめ、江別市に通知するものとする。

連絡会議、第5条、南幌町及び江別市は、委託事務の管理及び執行についての連絡調整を図るため、連絡会議を開催するものとする。

附則、この規約は、告示の日から施行する。

次に議案第63号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について中樹林地区については、議案第60号と同様、基幹水利施設管理事業の施行に伴い、受益者負担として北海土地改良区より賦課金を徴収するため、議会の議決を求めるものです。

1 賦課の基準、事業費の39.6%。2 徴収の時期、南幌町長が指定する納入期日とする。3 徴収の方法、土地改良法第96条の4第1項において準用する、同法第90条第4項、及び南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条の規定により、北海土地改良区から基幹水利施設管理事業、中樹林地区に伴う賦課金を徴収する。

次に議案第64号 町営土地改良事業の施行について、幌向地区については、議案第59号、議案第61号と同様、新たに幌向揚水機場の維持管理を基幹水利施設管理事業で施行するため、議会の議決を求めるものです。

1 事業名、基幹水利施設管理事業、幌向地区、2 事業概要、幌向揚水機場の維持管理事業。3 施行期間、平成29年度以降。4 負担予定額、全体事業費の40.0%、自治体事業費の0.4%、南幌町事業費の0.1798%、江別市事業費の0.1459%、岩見沢市事業費の0.0743%、受益者事業費の39.6%。

次に議案第65号 幌向揚水機場の管理事務の受託については、議案第62号と同様、基幹水利施設管理事業、幌向地区の受益が、南幌町と江別市及び岩見沢市になることから、両市から管理事務を受託するための規約を定め、両市と協議することについて、議会の議決を求めるものです。

次ページ、幌向揚水機場の管理事務の受託に関する規約、第1条では事務の委託について定め、委託事務を江別市及び岩見沢市から受託する。以下第2条から第5条についても、議案第62号と同様の規約に、岩見沢市を追加した内容になっています。

附則として、この規約は、告示の日から施行する。

次に議案第66号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（幌向地区）については、議案第60号、議案第63号と同様、基幹水利施設管理事業の施行に伴い、受益者負担として、北海土地改良区及び新えべつ土地改良区より賦課金を徴収するため、議会の議決を求めるものです。

1 賦課の基準、事業費の39.6%。2 徴収の時期、南幌町長が指定する納入期日とする。3 徴収の方法、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第90条第4項、及び南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第3条の規定により、北海土地改良区及び新えべつ土地改良区から基幹水利施設管理事業、幌向地区に伴う賦課金を徴収する。以上で議案第58号から議案第66号までの説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに議案第58号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に議案第59号 町営土地改良事業の施行について（新夕張川地区）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に議案第60号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（新夕張川地区）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に議案第61号 町営土地改良事業の施行について（中樹林地区）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に議案第62号 中樹林揚水機場の管理事務の受託についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に議案第63号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（中樹林地区）の質疑を行います。

（なしの声）

質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたし

ます。

次に議案第64号 町営土地改良事業の施工について（幌向地区）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に議案第65号 幌向揚水機場の管理事務の受諾についての質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に議案第66号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（幌向地区）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので、議案第66号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本9議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第58号 南幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第59号 町営土地改良事業の施工について（新夕張川地区）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第60号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について（新夕張川地区）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第61号 町営土地改良事業の施工について（中樹林地区）は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第62号 中樹林揚水機場の管理事務の受託については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第63号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について(中樹林地区)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第64号 町営土地改良事業の施工について(幌向地区)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第65号 幌向揚水機場の管理事務の受託については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第66号 町営土地改良事業に伴う賦課金の徴収について(幌向地区)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程24 議案第67号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第67号 教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員であります中鉢 須美子氏、向井 亜紀氏の任期が満了となるため、中鉢 須美子氏、向井 亜紀氏を再任いたしたく、また仁平 良次氏が一身上の都合により辞職することとなり、後任として久保 康則氏を任命いたしたく提案するものです。任命につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第67号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

●日程25 発議第7号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、

局 長
議 長
町 長

議 長

議会運営委員会、所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程26 報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成27年度における経営状況の報告です。内容につきましては振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
振興公社専務

内容の説明を求めます。振興公社専務。

おはようございます。ただいまより南幌振興公社、平成27年度経営状況を説明させていただきます。専務の武田でございます。よろしくようお願い申し上げます。資料の1ページでございます。資料の1ページの営業概要ということでございますが、実績につきましては、飛びますけども、申しわけないですけども3ページをお開きください。3ページの上の表でございます。平成27年度の営業実績、4月から11月までの入場者と売上額を前期と比較対照してございます。表の1番下の合計欄をごらんください。入場者数は3万2,137人、前期に比べまして、わずかですが24人、率にして0.1%の増加となっております。年間計画の3万1,100人よりも、1,037人増加となっております。売上額は1億1,948万円、前期に比べまして約230万円、率にして2.0%の増加ということでございます。根拠をちょっと簡単に御説明申し上げます。春の雪解けが早目で順調にオープンいたしました。その後、5月いっぱい天候もよく比較的順調に営業することができました。6月・7月、雨の日数は少なかつたんですが、雷、大雨っていうのが数回ありまして影響を受けました。7月中旬から干ばつ傾向になりまして、グリーン、ティーグラウンドの散水消毒作業に追われました。8月も干ばつ傾向が続きましたが、営業は順調に行いました。9月・10月、雨の日が割と多くなりまして、特に週末ごとに悪天候が続いたということでございます。11月は逆に、この季節にしては、非常に温かくて順調に営業することができました。下の2表でございますけども、6月から6・7・9・10月以外は計画を超えてございます。ここで問題になるのはコース、客単価でございますけども、計画では3,345円でしたが、実績は3,385円と40円上回るすることができました。次の4ページ目でございますけども、この下の4表は、今御説明した売上の各項目ごとの前年対比でございます。この中で練習場は前期も好調でございましたが、今期も順調に延ばすことができでございます。

それでは恒例でございますけれども、道内のゴルフ場の状況というものをご簡単に御説明申し上げますので、15ページをお開きください。

15ページは、全道各地区、15地区にこれは区分されてございますけれども、道内のゴルフ場の27年度の入場者数ということで、総数は約でございますけれども、310万人となっております。昨年も申しましたが、入場者の報告を出さないゴルフ場がふえております。昨年よりまださらにふえてございます。なかなか比較対照することが難しくなっております。次に16ページ、これは南幌振興公社、ゴルフ場が加盟してございます空知地区の入場者数ということでございます。前年対比で6,459人、3.2%の減少でございました。ただ、前年度で営業を終了しました砂川のオアシスという河川敷のゴルフ場ですけれども、営業終了しまして、その砂川さんを引きますと、1万人ほどの増加となっております。この地区でも、この空欄になっているところは報告を出さないゴルフ場でございます。次の17ページでございますけれども、我々のゴルフ場と同じように道内で河川敷のゴルフ場が10コースございました。その中で江別さん、それから先ほども言ったように、砂川オアシスさんは、営業をこれは今現在してございません。全体でございますけれども、前年対比933人、0.5%の増加でございます。昨年、営業終了しました砂川さん1万6,995人、これを引きますとこの人数の増加となっております。その次でございますけれども、ニューしのつさんが振興公社の営業をやめまして、振興公社を解体したと。指定管理の業務を行って、道内のあるゴルフ場を経営しているところが営業をしております。村としては使用料を取らないと聞いてございました。それで、カートつき営業、食事つき営業ということで、南幌とほぼ同じ金額で営業を進めております。非常にそちらは営業が、入場者が非常に伸びてございます。次のページでございます。これは南幌リバーサイドゴルフ場の各項目ごとの入場者ということになってございます。先ほど申しましたように24人、わずかですけれども増加となっております。前年と比較する対比でございますけれども、平日ですと0.6%の減少でございました。土日祝日は0.9%、わずかでも増加してございます。7月までの前期、上期という形で分けまして、マイナスの46人の減少でございました。8月以降を下期といたしますと70人の増加です。これは先ほども言ったように11月の営業がプラスということでございます。次のページでございますが、昨年も載せたのでこの項目を載せてございます。これは見ていただければわかりますけれども、上の表は4年間の入場者のトータル、下の表は部門別・月別の入場者ということでございます。以上で現状を簡単に説明いたしました。

本題に戻りますけれども資料の2ページに戻っていただきます。2ページの下の方でございますけれども、長期借入金の償還状況ということでございます。表のように、平成27年度の償還をいたしました。現在の借入残高は1億6,866万円となっております。今年度は今の新年度の償還予定は29年の2月、650万円を予定してございます。次に5ページをお開き下さい。決算表でございます。5ページから12ページは決算書でございます。貸借対照表、損益計算書につきましては要約版にて説明をいたしますので、13ページをお開きく

ださい。まず1といたしまして、貸借対照表の資産の部についてでございます。流動資産が前期より多少減額分となっております。仮払い金は破産管財人等から、当社の株の引取請求に応じ、仮払いにて一時的に処理している金額でございます。有形固定資産は前期に比べまして95.5%となっております。減額分に関しては、ほぼ減価償却分と考えてございます。次に下の表でございます。貸借対照表、負債・資本の部でございます。流動負債は前期より大幅な減額となっております。これは主に未払い消費税分の減額が大きな要因となっております。法人税は50万円ほどふえてございます。固定負債の長期借入金償還分減少してございます。下から3行目の繰越利益剰余金でございますけれども、これは177万円、これが実質の儲けでございます。資産から負債合計を差し引いた純資産合計は5億7,115万円、繰越剰余金分ふえてございます。次のページでございます。損益計算書についての要約版での説明でございます。Aの当期の売上額は1億1,948万円、前期に比べまして約230万円の増額、率にいたしまして102.1となっております。Bの売上原価は205万円の増額で前期比、102.1となっております。Cの売上総利益は約1,828万円、約25万円の増額となっております。一般管理費は、約1,636万円、18万円の減額となっております。Eの営業利益は約192万円の利益で約43万円の増額となっております。Fの営業外収益は277万円、36万円の増額となっております。Gの営業外費用は借入金の利息、約214万円となっております。Hの経常利益は約256万円、約94万円の増額となっております。Kの税引前利益でございますけれども、約256万円となりました。Lの法人税が約78万円となりまして、前期よりも50万円ほど増額となっております。よってMの当期利益は177万円、前期に比べまして43万円の増額となっております。次に経費面のことについて下のほうでございますけれども、当期の原価について、下の二重丸のBのところでございますが、原価合計で約210万円、前期比102.1となっております。今年度の売り上げ増加を迎えまして、減額してございました職員の給与、12月のボーナスで総額で90万円ほど補てんしてございます。また、ここ数年控えておりましたコースの整備費、それからカートの修理等々の多少大目な補充をいたしました。販売費一般経費は下の20万のDのところでございますが、これは固定費的経営経費でございます。節電はなかなか難しいんですが、本年度は約18万円ほど減額してございます。次に11ページにちょっと戻っていただきます。決算書の内容は貸借対照表、損益計算書、一般管理費、製造原価報告書となっております。それに続きまして株主資本変動計算書でございますが、これについては貸借対照表、損益計算書に計上されている特定の項目をピックアップして出されたものでございます。問題になるのは、この11ページの個別注記表の下のほうの3の(4)でございます。冬季株主配当の取り扱いということでございます。経営再建中営業努力をいたしておりますが、今期わずかな改善が見られましたが、営業利益で177万円としかなく、貯蓄を切り崩し

借入金の返済に充てていると。以上のような観点から、配当は見合わせいたしました。以上、6月の株主総会に承認されております。最後になりますけども、最後のページの20ページをお開き下さい。

これは最後ですけども、本年度、新年度のちょっと営業状況を簡単に御説明申し上げます。28年度の営業方針でございますけれども、集客のためにサービスをいろいろ行ってございます。下のほうの、これは継続して行ってございます。それから、下のほうの4でございますけども、ゴルフ場主催のオープンコンペということで、今まで8月の28日まで、終了してございます。おおむね好評で、予約人数はちょっとオーバーするような形でございましたが、8月21日の支配人杯は前日までに72名の参加をいただいております、御客様にスタート時間を連絡いたしましたけども、長雨によります影響もありまして、それから雨ということも予想されまして、断念いたしました中止ということで、非常に悔しい思いをいたしました。残り、9月の19日からは4つほどございます。これも随時、御客様にゴルフ場をアピールするために開催して、今のところ盛況に満杯状態となっております。それで、ことしの簡単な説明でございますけれども、本年度はオープンが本当に早めでオープンできました。ところがその後4月・5月・6月と強風低温、また週末ごとに天気が悪い、そんなようなものが続きまして、なかなか厳しい営業となっております。6月は雨も多くて、2日間クローズいたしました、クローズ状態みたいな形が5日間もありました。それで大きく6月はマイナスとなっております。7月になりまして、順調に営業する形になりまして、盛り返したなと思って8月からの営業を期待していたんですが、その後ですけども、8月は非常に悪天候の月となりました。9日夜中の朝0時から2時ぐらいまでの間に82.6ミリの、要するにスコール的な雨が降りまして、朝行きましたら池が倍も3倍にもなっております、コースを横断しているという状況でした。何とかみんなで排水をいたしましたけども、そんなような状況でございます。次に台風7号の影響で16日・17日の総雨量でございますけども、この2日間で142.6ミリと、その後も11号、9号、1週間の間に3つの台風が北海道に上陸いたしました。直接我々の空知管内のほうに影響はなかったんですが、前日から、前からの全線の刺激を受けて、大雨という形になりました。この1週間の雨量は274ミリと、非常に考えられないような数字でございます。8月の総雨量は、371.2ミリ、我々のゴルフ場で計測しておりますけども、2.5倍以上、例年の、という形になってございます。16日からの1週間でございますけども休みが3日間、休みと同等に何人しか入っていないというのが3日間、このような状況が続きました。その後も大雨の影響が続きます、御客様に多少迷惑をかけてございます。ただ、川の増水はギリギリでとまりまして、コース内の冠水は、うちは免れた。この一連の大雨で、北海道で河川敷の利用しているコースで冠水、水がコースに上がらなかったのは、札幌の雁来コースさんと南幌だけです。あとのコースに関しては被害の大小にかかわらず、

水がついてございます。復旧にはかなりの労力がいて、そこそこオープンはしてきたんですが、2コースほどはいまだにめどが立っておりません。そんなような状況でございまして、8月までの入場者でございますけども、計画では2万1,700人と計画してございますが、1万9,829人、1,871人と、大きく下回ってございます。これから挽回したいんですが、月もない、あとはなかなかないものですから、なるべく経費を節減しながら、向かっていきたいと思っております。以上で平成27年度の営業報告を終了します。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第4号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては報告済みといたします。

場内時計で、10時45分まで休憩をいたします。

(午前10時38分)

(午前10時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第8号から追加日程6 報告第6号までの6議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第8号から追加日程6 報告第6号までの6議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

石川議員

(朗読により説明する。)

議長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第8号 林業・木材産業を成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第9号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書の提出をについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

石川議員

(朗読により説明する。)

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書の提出については、提案とおりに採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程 発議第10号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

石川議員
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第10号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第11号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。9番 石川 康弘議員。

石川議員
議 長

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(朗読により説明する。)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第11号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程5 報告第5号 平成27年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。4番 志賀浦 学委員。

志賀浦議員

平成28年9月13日付、南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告。認定第1号 平成27年度各会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成27年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

認定第1号 平成27年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程6 報告第6号 平成27年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。4番 志賀浦 学委員。

志賀浦議員

平成28年9月13日付、南幌町議会議長宛て。決算審査特別委員長 志賀浦 学。委員会審査報告。認定第2号 平成27年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された平成27年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果認定すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長

お諮りいたします。本案につきましてはこの際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

認定第2号 平成27年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時30分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____